

# 第1回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月29日(月)午後1時45分から午後2時30分

2. 開催場所 妙高市役所 1階 コラボホール

## 3. 出席委員

農業委員(17名)

会長	2番	安原 義之					
会長職務代理者	6番	市川 政一					
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番	飯塚 淳一	
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番	霜鳥 勝範	
	9番	丸山 光浩	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広	
	12番	渡邊 春男	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	
	15番	竹内 則孝	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

## 4. 提出議題

選任第1号	妙高市農業委員会会長の互選について
選任第2号	妙高市農業委員会会長職務代理者の互選について
選任第3号	一般社団法人 新潟県農業会議普通会员の選任について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第1号	妙高市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号	農用地利用集積計画について
議案第5号	農用地利用配分計画について

## 5. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長	吉越 哲也	次長	西澤 明夫
係長	宮下 桂子	主査	竹田 由之

## 6. 会議の概要

事務局長

ただいまから、第1回妙高市農業委員会総会を開会します。  
臨時議長が選出されるまでの間、司会を務めさせていただきます農業委員会事務局長の吉越でございます。よろしくお願いいたします。  
本日の総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、妙高市長の召集となっておりますので、市長からご挨拶を申し上げます。

市長

昨年からの新型コロナウイルス、今冬の大雪と大変な事態が続いておりますが、ようやく桜も咲き始め、皆様におかれましては、春作業の大変お忙しい中、ご参集いただきましたことに対し厚く御礼申し上げます。  
合わせて日頃より、市政に対しご指導をいただき重ねて御礼申し上げます。  
さて、農業委員の皆様からは、農業行政の大変重要な部分を担っていただき、その中でも昨今の多大なる課題を解決していただいていると認識しております。  
一つ、二つ申し上げますと、「人・農地プラン」の実質化に向けた集落での話し合いや鳥獣被害が多く山間部が荒れている中での農地の非農地判定など、皆様より成果を上げていただいていることに感謝申し上げます。  
当市の農家・農業を取り巻く環境ですが、農家の高齢化により次の世代にバトンタッチをしたいけれども中々進まない状況であるということ、主食用米については年々需要が減少しており、これからますます厳しくなっていく状況ではないかと危惧しております。  
そのような中で、農業委員会組織が役立つ組織であると確信しております。  
特に実質化された「人・農地プラン」の実現が重要になってくると思います。市と連携させていただきながら、担当地域ごとに農業者の皆様と話し合いを進めていただき、担い手の農地の集約化による農地利用の最適化に向けて取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。  
これからの3年間の任期中は、先が読めない状態がしばらくの間続くかと思っております。その中で無理のない範囲で十分な感染対策を講じた中で、日々の活動に取り組んでいただきたいと思います。  
当市の農業につきましては、委員の皆様への思いや夢、お互いの絆によって、生きていく上で真剣に向かいあって取り組んでいくことが持続的な農業の発展に繋がっていくものと考えております。  
特段のご理解、ご指導を賜りますよう最後にお願ひ申し上げます、ご挨拶に代えさせていただきますたいと思っております。

事務局長

続きまして、総会の議長については、妙高市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が総会の議長となることとなっております。  
しかし、まだ会長が決まっておられませんので、臨時議長を選出して、会長が決まるまでの間、進行していただく必要があります。  
臨時議長の選出につきましては、慣例により、地方自治法第107条の議長の職務を行う者がいないときの規定を準用し、年長委員である渡邊 春男委員をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

事務局長

それでは、渡邊委員、議長席へお願いします。

臨時議長

臨時議長に選出されました渡邊でございます。会長が互選されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきますので、ご協力をお願いします。  
まず、総会への出席状況について、報告を求めます。

- 事務局長  
臨時議長 報告します。本日の出席委員は、17名でございます。  
妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しております。  
また、会長等の互選を行うことができる、委員3分の2以上の出席となっております。
- 臨時議長 それでは、最初に議席の指定を行います。  
妙高市農業委員会会議規則第7条の規定により、議席の規定については、あらかじめ「くじ」で定めることとなっております。  
先程、各委員が引いたくじの番号で、現在座っている議席をそれぞれの議席と決定します。
- 臨時議長 次に、議事録署名委員の指名を行います。  
本日の議事録署名委員は、1番の 尾崎 香 委員と2番の 安原 義之 委員、  
よろしくをお願いします。
- 臨時議長 それでは、ただいまから議事に入ります。  
選任第1号 妙高市農業委員会会長の互選について、選任第2号 妙高市農業委員会会長職務代理者の互選については、関連がありますので、一括上程します。  
妙高市農業委員会互選規程第6条の規定により、入村市長に互選に関するための互選管理人の選任を求めます。
- 市長 会長等の互選に関する事務を管理する互選管理人に農業委員会事務局長 吉越 哲也 君を選任します。
- 臨時議長 ただいま、入村市長から指名されました互選管理人について、ご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 臨時議長 ご異議なしと認めます。  
よって、互選管理人は妙高市長から選任されたとおり決定しました。  
市長はこれで退席されます。ありがとうございました。
- 【市長 退席】
- 臨時議長 これ以降の会長及び会長職務代理者の互選の進行については、互選管理人にお願いします。
- 互選管理人 それでは、しばらくの間、互選管理人を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。  
まず、会長及び会長職務代理者の互選方法の決定についてお諮りします。  
妙高市農業委員会互選規程第7条から第11条までの規定により、互選は投票又は指名推薦によることとなっております。  
過去は指名推薦の方法により互選を行ってきておりますので、今回も指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 互選管理人 ご異議なしと認めます。  
よって互選は指名推薦により行うことに決定しました。

互選管理人 続きます、指名推薦の方法ですが、慣例では、農業委員の皆様の中から選出した選考委員が会長、会長職務代理者の候補者を決定し、その結果をもって当選人とすることを諮ることになっております。

今回は、新井地区3名、新井南部地区1名、妙高高原地区1名、妙高地区1名の計6名の委員が選考委員となり、候補者を決定していただきましたが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の担当地域割りの範囲と同一とし、新井地区は4名の方から選考委員となつていただくこととします。

従いまして、7名の選考委員により候補者を決定していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

互選管理人 ご異議なしと認めます。

それでは、選考委員を指名させていただきます。

新井地区は、尾崎 香 委員、丸山 嘉之 委員、宮尾 俊一 委員、霜鳥 勝範 委員、新井南部地区は、飯塚 淳一 委員、妙高高原地区は、高橋 敏明 委員、妙高地区は、内田 芳昭 委員とし、以上の7名に選考委員をお願いしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

互選管理人 ご異議なしと認めます。

それでは、選考委員の皆さんには、202会議室で協議をお願いします。

なお、会議はしばらく休憩とします。

【総会 休憩】

互選管理人 それでは、会議を再開します。

選考委員の代表から、選考結果の報告をお願いします。

選考委員代表 17番の宮尾 俊一です。

7名の選考委員を代表し、選考結果を報告します。

慎重に協議した結果、会長に安原 義之委員を、会長職務代理者に市川 政一委員を、それぞれ候補者に決定しました。

互選管理人 ただいまの報告のとおり、選考委員の選考結果は、会長に安原 義之委員を、会長職務代理者に市川 政一委員を候補者に決定したことから、それぞれを当選人に決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

互選管理人 全員の同意と認めます。

よって、妙高市農業委員会互選規程第11条第2項の規定により、会長に安原 義之委員を、会長職務代理者に市川 政一委員をそれぞれ当選人と決定します。

それでは、互選管理人を退任させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

臨時議長 会長が決まりました。

妙高市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、臨時議長を退任します。

これまでの議事の進行にご協力をいただき、大変ありがとうございました。  
議長交代につき、しばらくの間、休憩とします。

#### 【議長交代】

議長 それでは、議長を交代し、会議を再開します。  
ここで、一言ご挨拶させていただきます。

会長 ただいま、指名推薦により引き続き、この職務を受けることになりました安原でございます。よろしくお願いいたします。  
任期は3年ということですので、ちょうどこの3年間で12年目になります。  
県内の農業委員会とこれからのいろいろな形で調和を図りながら、妙高市の農業振興に委員の皆様と一体となり、推進を図っていくということで、皆様ご協力をよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、会長職務代理者に就任いたしました 市川 政一委員からご挨拶をお願いします。

会長職務代理 会長職務代理者に就任しました 和田地区国賀の市川 政一でございます。  
職務代理者として2期目になりますが、職務の重さを改めて痛感しております。  
初心に帰り、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様から、ご協力をいただきながら、農業委員活動をスムーズに進行し、会長を補佐し3年間職務を全うしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事を続けます。  
選任第3号 一般社団法人 新潟県農業会議普通会員の選任についてを上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 総会資料3ページ  
選任第3号 一般社団法人 新潟県農業会議普通会員の選任についてをご覧ください。  
新潟県内の農業委員会の支援業務が行われている 一般社団法人 新潟県農業会議の普通会員の選任についてです。一般社団法人 新潟県農業会議 定款第6条第4項第1号で、会員は市町村の農業委員会会長または農業委員会が指名した委員とすると指定されていることから、当農業委員会としては、会長を新潟県農業会議普通会員に選任するものです。  
よろしくお願いいたします。

議長 それでは、選任第3号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

議長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、選任第3号 一般社団法人 新潟県農業会議普通会員の選任についてを採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

#### 【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、選任第3号については、私、安原義之を選任することに決定しました。

議 長           続きまして、報告事項ですが、  
・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
・報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
事務局より、説明をお願いします。

事務局           今月の報告事項の説明の前に報告事項について変更がございます。  
先月まで報告していました2か月前の許可状況の報告についてですが、妙高市農業委員  
会で審議し許可等となったものについては、皆様ご承知でありますので、今後は報告せず、  
大規模な案件で国や県で許可等になったもののみを報告させていただきますので、よろし  
くお願いいたします。

では、今月の報告案件につきまして説明いたします。

4ページ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてをご覧ください。これは、これまで貸借や使用貸借により、農地の貸し借りをしていたものを両者  
合意の上、解約する際の届出となっております。

令和3年2月に届出のありました合意解約は6件です。

解約後は他の方への貸借、所有権移転となっております。

次に、5ページ 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告についてで  
す。

これは、所有者が死亡し相続により所有権移転した時の届出と、20年以上第三者所有  
の土地を占有し続け、所有権が時効により移転された時の届出の報告となっております。

令和3年2月に届出のあった件数は、相続によるものが11件で、新たなあっせん希望  
はありませんでした。

以上、報告案件について説明させていただきました。

議 長           事務局の説明に対して、質問等がありましたらお願いします。

会 長           5番、6番は予定となっておりますが、決まっているのですか。

事務局           まだ、次の方は決まってないかと思います。

議 長           他に無いようでありますので、報告事項2件については、ご承知いただきたいと思いま  
す。

議 長           次に、本日の議案につきましては、5件です。

公正かつ厳正なご審議をお願いします。

まず、議案第1号 妙高市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを  
上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第1号 妙高市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを説明させ  
ていただきます。6ページをご覧ください。

本案は、農業委員会に関する法律第17条第1項及び妙高市農業委員会の農地利用最適  
化推進委員の選任に関する規則第8条の規定により、妙高市農業委員会が農地利用最適化

推進委員を委嘱することとなっており、18名の委嘱の承認を求めるものであります。  
一覧の18名につきましては、令和2年12月16日に開催されました妙高市農業委員会 農地利用最適化推進委員の候補者評価委員会において、全員が評価の基準を満たし、候補者として決定したものであります。

なお、農地利用最適化推進委員の番号につきましては、地区別番号順とさせていただきます。

以上ですが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長           それでは、議案第1号について質疑を行います。  
質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長           無いようですので、これにて質問を終わります。

議 長           これより、議案第1号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号については、表のとおり18名の方の農地利用最適化推進委員に委嘱することを決定しました。  
なお、この総会終了後に、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を開催することとなっております。

議 長           次に、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを上程します。議案第2号のうち、5番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件のため、最初に1番から4番までの4件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局           議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請は、耕作目的の農地の権利移動に関する申請の許可であります。

今月の許可申請は5件ですが、まず1番から4番について説明させていただきます。

1番から4番については関連がありますので、一括説明いたします。

申請地は、いずれも大字下濁川地内、

1番は田が2筆で登記地積合計207㎡、

2番は田が4筆で登記地積合計283㎡、

3番は田が5筆で登記地積合計930㎡、

4番は田が1筆で登記地積合計 89㎡、総合計で田が12筆で1,509㎡です。

位置図は、資料No.3をご覧ください。

申請地は、未整備の水田で、一区画の圃場の中に複数の筆が存在する不整形な農地で、4案件ともに一区画の圃場の中に譲受人耕作農地と申請地が存在する未整備農地です。

4件については、同集落内で農地を所有するそれぞれの譲渡人・譲受人の双方で合意に至ったことから、このたび、それぞれ売買により譲り渡し、双方で実際の圃場の状況に合わせて権利関係を整理するものです。

以上 4件について一括説明しましたが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面

積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明については、積雪量が多く現地確認ができませんでしたので、今ほどの事務局の説明のみとします。

議 長 それでは、議案第2号のうち、1番から4番に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質問を終わります。

議 長 これより、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、1番から4番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号のうち、1番から4番については、許可することに決定しました。

議 長 続きまして、同じく議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、5番を上程します。  
5番については、3番の関原 正晴委員に関する案件であります。  
関原委員は、農業委員会第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【関原委員 退席】

議 長 それでは、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 5番についてです。  
申請地は、大字葎生地内、登記地目は田が2筆、登記地積4,355㎡であります。  
位置図は、資料No.4をご覧ください。  
申請地は、前所有者からの相続により所有者となった譲渡人が、耕作管理できないことから、地元で規模拡大を図っている譲受人に相談したところ、合意に至り、このたび売買により譲り渡すものです。

以上ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明については、退席した関原委員が担当委員となりますので、今ほどの事務局の説明のみとします。



議 長 それでは、議案第2号のうち、5番に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてのうち、5番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号のうち、5番については、許可することに決定しました。  
それでは、関原委員の退席を解除します。

【関原委員 復席】

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 説明に入る前に議案の修正をお願いします。  
用途の欄に記載してある駐車場・自動車転回広場が正しくて、次の段の駐車場・自動車  
展開広場は誤りです。修正をお願いします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページ  
及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は1件です。

1番についてです。

申請地は、月岡2丁目地内、登記地目：畑が1筆、登記地積99㎡です。

位置図は、資料No.5をご覧ください。

申請地の農地区分は、都市計画法の用途地域第1種住居地域であることから、第3種農  
地です。

譲受人は、申請地を購入し、駐車場 兼 自動車転回広場の整備を希望しています。

以上ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題な  
いと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。  
6番の市川 政一委員より、お願いします。

6 番 先日、9日に矢坂推進委員と事務局で現地確認を行いました。  
事務局の説明通りであります。申請地は、市道月岡北線に面しております。  
幅員が2.4mと狭く、自宅の敷地を含めての車の転回が非常に困難な状況であるこ  
とから隣接する農地を購入し、駐車場を整地するものであります。  
付近に農地はございますが、農道や水路について支障はございません。

議 長 以上のことから、特段問題ないと考えますが、よろしくご審議の程お願いいたします。  
それでは、議案第3号の質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを採決します。  
お諮りします。本件について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号については、許可することに決定しました。

会 長 事務局の方へは、今国会でも間違えて大変な思いをしているところがございますので、誤字・脱字等に気を付けて確認するようにお願いします。

議 長 次に、議案第4号 農用地利用集積計画についてを上程します。  
議案第4号のうち、73番から76番は農業委員会法第31条の議事参与の制限にかかる案件ですので、最初に1番から72番までの72件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。

事務局 9ページ 議案第4号 農用地利用集積計画についてをご覧ください。  
ここでは、農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借りと売買についてをご審議いただきます。

内容は、大きく分けて初めて貸し借りをする新規、継続して貸し借りをする再設定、売買による所有権移転があり、右端の摘要欄に記載されております。

今月は、新規設定17件、再設定59件、合計76件です。

まずは、そのうち72件について、ご説明いたします。

9ページ 1番から 11ページ 14番までが新規分です。全て相對の契約でいずれも貸付人からの要望により、賃借するものです。9ページ 6番については、対価額が端数になっておりますが、全部で9,000円のところを10アールあたりに換算したものです。10ページ 8番については、貸付人の要望により、無償となりました。

次に、11ページ 15番から 19ページ 72番は再設定です。

対価額に端数が出ているものは、新規設定と同じく、借りている圃場に関しての賃料を10アールあたりに換算したためです。現在、貸し借りしている契約の再設定であり、対価額、契約期間等双方の話し合いにより決定しております。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号のうち、1番から72番に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようでありますので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、1番から72番を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号のうち、1番から72番については、市長に要請することに決定しました。

議 長 続きます。同じく、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、73番を上程します。  
73番については、17番の宮尾 俊一委員に関する案件であります。  
宮尾委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【宮尾委員 退席】

議 長 それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、73番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続きます。19ページ 73番についてご説明いたします。  
内容については、新規分で貸付人からの要望により、賃借するものです。  
対価額、賃借期間等、双方の話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号のうち、73番に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、73番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号のうち、73番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、宮尾委員の退席を解除します。

【宮尾委員 復席】

議 長 続きます。同じく、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、74番を上程します。  
74番については、4番の飯塚 淳一委員に関する案件であります。  
飯塚委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【飯塚委員 退席】

議 長 それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、74番について、事務局

- 事務局      の説明をお願いします。  
19ページ 74番についてご説明いたします。  
内容については、新規分で貸付人からの要望により、賃借するものです。  
対価額、賃借期間等、双方の話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長      それでは、議案第4号のうち、74番に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。
- 議 長      無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、74番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長      ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号のうち、74番については、市長に要請することに決定しました。  
それでは、飯塚委員の退席を解除します。
- 【飯塚委員 復席】
- 議 長      続きまして、同じく、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、75番を上程  
します。  
75番については、私、安原 義之に関する案件でありますので、農業委員会法第31  
条の規定による議事参与の制限に該当するため、議長交代の上、退席します。
- 【安原会長 退席】
- 議 長      それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、75番について、事務局  
(職務代理) の説明をお願いします。
- 事務局      19ページ 75番についてご説明いたします。  
内容については、新規分で貸付人からの要望により、賃借するものです。  
対価額、賃借期間等、双方の話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、  
各要件を満たしておりますので、問題ないと思われます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長      それでは、議案第4号のうち、75番に関する質疑を行います。  
(職務代理) 事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。
- 議 長      無いようですので、これにて質疑を終わります。  
(職務代理) これより、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、75番を採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長      ご異議なしと認めます。  
(職務代理) よって、議案第4号のうち、75番については、市長に要請することに決定しました。

それでは、安原会長の退席を解除します。

【安原会長 復席】

議 長 続きまして、同じく、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、76番を上程します。

76番については、15番の竹内 則孝委員に関する案件であります。

竹内委員は、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限に該当するため、退席してください。

【竹内委員 退席】

議 長 それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、76番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 19ページ 76番についてご説明いたします。

内容については、再設定分です。

対価額、賃借期間等、双方の話し合いにより決定しており、経営面積、従事日数など、各要件を満たしておりますので、問題ないと思われま。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 それでは、議案第4号のうち、76番に関する質疑を行います。事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

これより、議案第4号 農用地利用集積計画についてのうち、76番を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号のうち、76番については、市長に要請することに決定しました。それでは、竹内委員の退席を解除します。

【竹内委員 復席】

議 長 次に、議案第5号 農用地利用配分計画についてを上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 21ページ 議案第5号 農用地利用配分計画についてをご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である新潟県農林公社が借り手へ農地を貸し付ける手続きになります。

市が作成した案をもとに農業委員会で審議をし、意見を付けて市へ回答するものです。

今月は2件です。この2件については、農地の所有者が亡くなっており、相続人も相続放棄をしている所有者が不明な農地です。このような農地を中間管理事業を利用して、貸し借りができます。手続きは、所有者が不明な農地の公示を6か月間行う。異議が出ず、借り手がいる場合は、県知事の裁定により農地中間管理事業の利用権が設定されます。

この2件についても、昨年7月から6か月間の公示を行ったところ、異議もなく、こちらに記載されている法人が借受を希望されています。

また、3月16日に行われた農業会議の常設審議委員会で意見聴取が行われましたが、異議が出ませんでしたので、3月下旬から4月上旬に新潟県農林公社に利用権が設定される予定です。この新潟県農林公社に利用権が設定される農地を6月から担い手に貸し付けるものです。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長           それでは、議案第5号に関する質疑を行います。  
事務局の説明に対し、質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長           その先の話をしていただきたいのですが、中間管理事業で貸し付けることとなりますよね。そうすると、賃料は中間管理機構に入るわけですね。しかし、相続放棄されているということですので、中間管理機構からどのように賃料が動くのでしょうか。

事務局           こちらの事業につきましては、中間管理機構から法務局の方に供託という形で預けられて、結果的には国の方に入る形になります。

中間管理機構の方では、5年間の前払いになるということで、5年間分まとめて預けていただきまして、その回収を毎年貸し付けた方から行うという形になっております。

議 長           ありがとうございます。  
他に何かございましたらお願いいたします。

議 長           先程の説明があったとおり、常設審議委員会で審議され、特段意見はございませんでした。これは、農地法第41条の第1項及び農地法第39条の第4項ということで、最近この相続放棄というのが県内でも出てきております。お亡くなりになって、その関係する方たちが、その土地を要りませんという放棄をしてしまう。宙に浮いてしまうということで、これからも妙高市農業委員会の中でもこういう案件が出てくるかと思いますが、皆様においても、この農地法第41条の第1項、農地法第39条の第4項についてご承知おきくださいますようお願いいたします。

議 長           無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第5号 農用地利用配分計画についてを採決します。  
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第5号については、市長に要請することに決定をいたしました。

議 長           議案の審議については、全て終了しましたので、これにて、第1回妙高市農業委員会総会を閉会します。

このあと、農地利用最適化推進委員の皆様に入ってください、委嘱状交付式を行い、その後、農業委員と農地利用最適化推進委員の合同事務説明会を開催しますので、しばらくお待ちください。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和3年4月28日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印